

## 1. 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の目的

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」は、「地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、当該比率に応じて、地方公共団体が財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めるとともに、当該計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資すること」を目的としています。

## 2. 健全化判断比率とは？

健全化判断比率は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4指標からなり、このうち1つでも早期健全化基準を上回ると財政健全化計画を定める必要があります。

### ・実質赤字比率

一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものです。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

### ・連結実質赤字比率

全ての会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものです。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

### ・実質公債費比率

地方債の元利償還金とこれに準ずるもの(準元利償還金)を合わせたものを指標化し、公債費負担の適性を示します。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{元利償還金} + \text{準元利償還金} - \text{特定財源} - \text{基準財政需要額算入額}}{\text{標準財政規模} - \text{基準財政需要額算入額}} \quad (3\text{カ年平均})$$

### ・将来負担比率

地方債の残高や将来支払う見込みの負担等を合わせたものを指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示します。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \text{充当可能基金額} - \text{特定財源見込額} - \text{基準財政需要額算入見込額}}{\text{標準財政規模} - \text{基準財政需要額算入額}}$$

将来負担額: 以下の(1)～(8)の合計

- (1) 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- (2) 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費等に係るもの)
- (3) 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額
- (4) 加入する組合等の地方債の元金償還に充てる地方公共団体からの負担等見込額
- (5) 退職手当支給予定額のうち一般会計等の負担見込額
- (6) 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- (7) 連結実質赤字額
- (8) 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

### 3. 早期健全化基準と財政再生基準

#### (1) 早期健全化基準とは？

財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、健全化判断比率のそれぞれについて定められた基準です。

健全化判断比率のいずれかひとつが早期健全化基準を超えると、財政健全化計画を策定することなどが義務づけられ、その計画に基づき自主的に財政の健全化を目指すことになります。

#### (2) 財政再生基準とは？

財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のそれぞれについて定められた基準です。

3指標のうちいずれかひとつが財政再生基準を超えると、財政再生計画を策定することなどが義務づけられ、起債が制限されるなどの制約を受けながら財政の健全化を目指すことになります。

### 4. 資金不足比率とは？

資金不足比率とは、公営企業会計ごとの資金不足額を事業の規模で除したものです。資金不足を公営企業の財政規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示します。

資金不足比率が経営健全化基準を越えると、経営健全化計画を策定し、経営の健全化に取り組まなければなりません。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$